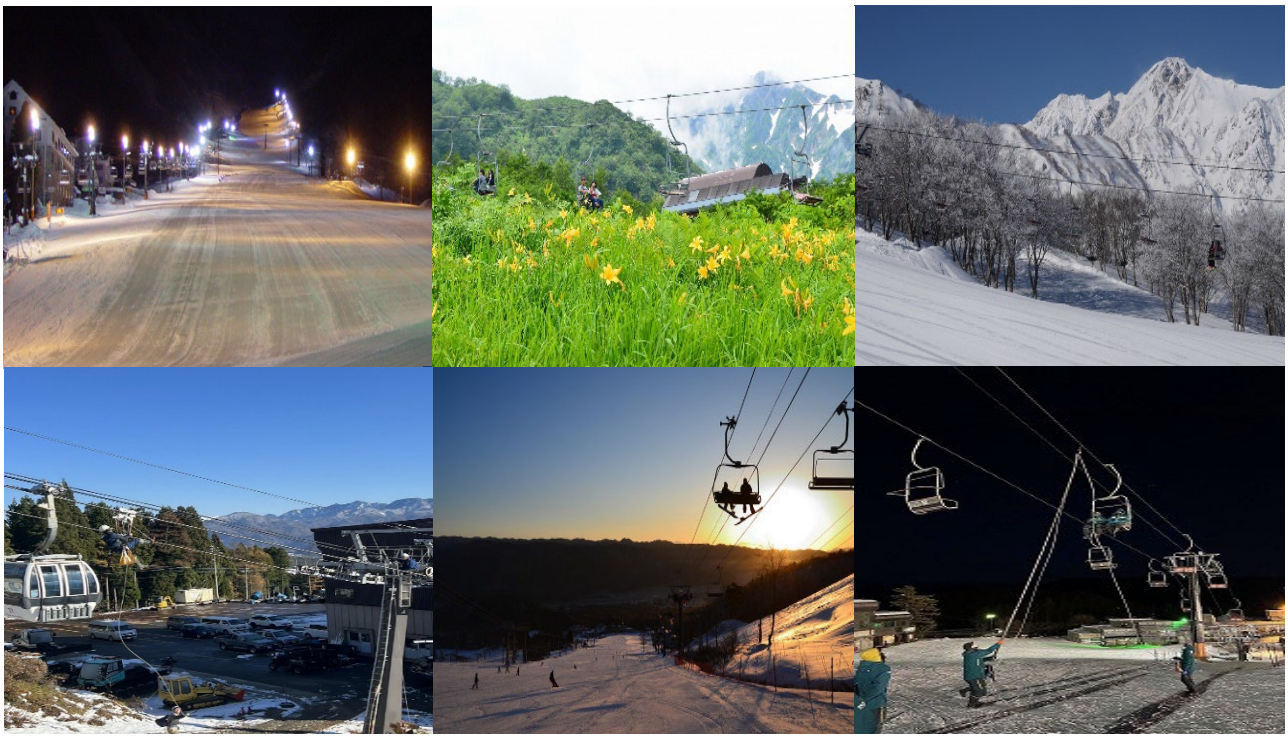
白馬五竜テレキャビン・リフト安全報告書

令和 6 年 12 月～令和 7 年 11 月



1　ご利用者の皆様へ

日頃より、エイブル白馬五竜スキー場および白馬五竜高山植物園をご利用並びにご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

エイブル白馬五竜では、感染症対策は勿論のこと、お客様が『安心・安全』にアウトドアスポーツを楽しんでいただけるよう、滞在中の『心地よさ』『快適さ』をご提供できるよう努めてまいります。

当社、白馬五竜テレキャビン及び各リフトは、開業以来、「安全第一」をモットーに運行しており、本報告書は、鉄道事業法に基づき制定された安全規定第 2 条第 4 項により、白馬五竜テレキャビン及びリフトの安全確保に関しての取り組みをお客様にご理解いただくために公表するものであります。

又、今シーズンから隣接のいいもりゲレンデとの統合により、一層のエリア・施設の拡張、サービスの向上を目指していく所存であります。

当社従業員も基本を忘れず安全管理体制を充実していく所存でございますので、今後とも宜しくお願い致します。

株式会社五竜　代表取締役社長
伊藤　英喜

2　基本方針

・一致団結し輸送の安全確保に努めること。
・輸送の安全に関する法令及び関連する規定（本規定を含む。以下、「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、かつ忠実に職務を遂行すること。
・常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
・職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、その取扱いに疑いがあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
・不慮の事故または災害等が発生した時は、「白馬五竜スキー場安全対策要綱」に基づき、人命の救助を優先とし、速やかに行動し安全・適切な処置を行うこと。
・情報の伝達は、迅速及び正確に伝え、透明性を確保すること。
・常に問題意識を持ち、安全確保の向上と研究を行い、必要な改革には積極的に取組むこと。

3　安全目標

・安全第一をモットーに無事故を達成すること。
・確実な点検整備を行い、安全運行に努めること。
・法令を遵守し、安全輸送の確保に努めること。

4　事故等の発生状況

（1）索道運転事故（索道人身障害事故）はありません。
（2）災害（地震・雷や暴風雨・豪雪など）はありません。
（3）インシデント（事故の兆候）
　　国土交通省へのインシデントの報告はありません。
（4）行政指導等
　　国土交通省からの行政指導はありません。

5　輸送の安全確保のための取組

（1）従業員教育の実施
・索道係員の業務に必要な知識技能を保有させるため、研修に積極的に参加して索道技術の向上や知識の習得に努めています。

令和7年	4月	北陸信越索道協会主催　索道研修会	3名参加
	6月	電気保安講習会	2名参加
	5月	第二種電気工事士	1名取得
	7月	長野県索道事業者協議会主催　索道研修会	2名参加
	8月	認定電気工事従事者	1名取得
	10月	北陸信越運輸局主催　索道技術管理者研修会	5名参加
	11月	長野県索道事業者協議会主催　索道研修会	2名参加
		二等無人航空機操縦士	1名取得

・社内教育にて索道の安全な運転及び設備を確保するため、十分な知識と技能を有し、常にその向上に努めるよう指導しています。
　令和6年 12月　冬期シーズン前には冬季営業全従業員を対象に全体研修会の開催。
　令和7年　6月　夏期シーズン前に夏期営業従業員の全体研修会開催。

毎月各索道主任を対象に、主任会議の開催。
※株式会社五竜は IS014001（環境 IS0）を取得し、毎月定期的に IS0 プロジェクト会議を開催、その日に部課長会議も開催、全部署に結果を報告、周知遵守するようにしています。

（２）緊急時の対応訓練

救助訓練の実施

・ゴンドラ　　令和７年６月・11 月　　救助訓練・予備エンジン救助訓練。





・リフト　　令和７年１月　　救助棒訓練・予備エンジン救助訓練。





（３）安全確保のための設備投資及び対策

当社では、安全の維持・向上のため整備や工事等を常に実施しております。
令和７年度に実施した主な整備・工事等は次のとおりです。

テレキャビン	握索機 22 台自社検査・整備（メインパーツ交換） 山頂折返し滑車オーバーホール 山麓原動機減速機予備品オーバーホール ２号柱上り下り線路金物更新
スカイフォーリフト	握索機 22 台自社検査・整備 折り返し滑車・緊張シリンダー更新 座面全数張替え
アルプス第１ペアリフト	１号柱基礎打ち換え モーターオーバーホール 原動滑車ライナー交換

アルプス第３ペアリフト	脱索検出器全数更新 高圧引込開閉器交換
アルプス第２・４ペアリフト	支柱、原動・折り返し設備全塗装 保護網修理
いいもり第１高速ペアリフト	鋼索交換工事 握索機 11 台自社検査・整備 握索機 5 台工場検査・整備 握索機 3 台更新 終点無線制御装置設置
いいもり第２リフト	乗車補助装置（チェアキッド）導入 終点無線制御装置設置
いいもり第３クワッドリフト	線路金物更新（1・5・11 号柱上下共に） 握索機 20 台自社検査・整備 握索機 8 台工場検査・整備 握索機 6 台更新 終点無線制御装置設置
いいもり第６ペアリフトＡ線	緊張ユニット更新 リフト沿いナイター照明新設 終点無線制御装置設置
ゴンドラ・各リフト	場内設備Ｖベルト・減速機・緊張設備オイル交換 押送タイヤ等不備品交換　全支柱索輪及びビーム 点検・グリスアップ等

（修繕費等：約 20，000 万円）





（４）　安全に係る内部監査の実施

当社では、内部監査は ISO14001・安全マネジメント両方を利用し、適切に確立・実施維持され機能していることを確認しています。課題等に関しては速やかに是正・改善処置を行っております。

6　安全管理体制

責任者の役割と権限

社　長

輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者

索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。

索道営業部　部長・次長

安全統括管理者の下、索道に関する一切の業務を把握し処理し所属係員を指揮監督する。

索道営業部　課長・課長代理・技術管理者

索道営業部　部・次長の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他　技術上の事項に関する業務を統括する。

役員による場内巡回 当社役員が定期的に当スキー場を巡視し、スタッフとの意見交換を通じて安全管理状況を確認しています。

7 利用者の皆様の連携とお願い

平成 19 年より、毎年この安全報告書を公表することが義務付けられ、索道事業の安全確保の取り組みを知って頂き、皆様からのご意見ご要望をお聞きしながら、安全運行に努めて参りたいと思います。

注意事項とお願い

一般財団法人日本鋼索交通協会で制定されましたゲレンデ六法とスキー場利用約款（リンク）を記載させていただきます。

ゲレンデ六法（六つの義務）

第1条　滑りをコントロールする義務。（自分にも他人にも暴走は危険です）
第2条　前をよく見て滑る義務（下方を滑るスキーヤー・ボーダーが優先です）
第3条　他人の滑りを妨げない義務（上から見えない所は危険）
第4条　滑り出す時、コースへ出る時の義務（滑っている人を危険な目に合わせない）
第5条　他人に危害を与えない義務（スキーやボードには必ず流れ止めをつける）
第6条　標識や指示に従う義務（危険を避けるための信号です）
（安全なリフトの利用もあなたの責任です）

全国スキー安全対策協議会

スキー場利用約款（リンク）

スキー場利用約款（hakubagoryu.jp）

スキー場でのお客様の行動にも責任が伴います。ルールを守って安全で楽しいスポーツを

〒399-9211
長野県北安曇郡白馬村大字神城 22184-10
株式会社　五竜
TEL0261-75-2101 FAX0261-75-2832
E-mail：info@hakubaescal.com
HP：www.hakubaescal.com